

平成30事業年度

監査報告

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

「監査報告」

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「法人」という。）の平成 30 事業年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、平成 30 年度監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、監事会において、これらの情報の共有及び意見交換を行うとともに、以下の方法で監査を実施した。

- (1) 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を調査、閲覧し、必要に応じて説明を求め意見を表明した。また、主たる事務所及び従たる事務所において業務及び財産の状況を調査した。
- (2) 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的及び随時に報告・説明を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。
- (3) 内部監査については、事前に業務監査室（以下「内部監査部門」という。）より監査計画の説明を受け、必要に応じて内部監査の充実や、実施状況について報告・説明を求め、意見を表明した。内部監査部門の長からは定期的に監査の実施状況について報告を受け、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるよう、必要に応じて説明を求めるとともに、監査上の懸案・課題を共有できるよう十分な時間をかけて意見を表明した。
- (4) 会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。加えて監事が懸念している会計上の懸案・課題を共有できるよう十分な時間をかけて意見を表明した。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに財務報告に係る内部統制についても報告及び説明を求めた。

平成 29 年度監事監査報告で記載した「経営管理の根幹をなす総務部門の実態、チェック体制が適切に機能しなかった原因等を踏まえた改善が必要である」と指摘した内容を検証する意味で、理事長より事業報告書及び財務諸表等の作成プロセスについての説明を求めた。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

(1) 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、平成 30 年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていると認める。

(2) 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

「内部統制システムの状況（特に総務部門）」を重点項目とし、平成 29 年度の監査報告で指摘した「総務部門の業務における課題」への取組状況を含め監視した。

業務改善に向けた努力は認めるものの、内部統制システムの運用・改善については、職員の理解を深め、組織内で厳正かつ誠実な対応が行われるよう、透明性をもって組織全体に理解されるような運用及び、意識の改善への努力が重要である。

なお、平成 30 年度に行った監事監査（指摘事項の改善に係る調査含む）で、法人の長による検討及び協力（理解）が一部において認められなかった。

(3) 役員の職務の遂行についての意見

役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。しかし、法人を取り巻く社会や業務の変化に対応して、高度な能力を有する退職者の活用に向けた制度の検討や、組織の活性化を図るための早期退職制度の趣旨に沿った運営等を行う際に、慣例を踏襲することなく、経済性・効率性・有効性の観点から合理的に判断がなされるよう期待する。

(4) 財務諸表等についての意見

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

(5) 事業報告書についての意見


事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認める。

III 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

法人は、これら閣議決定において定められた監査事項について、取組を実施していると認める。

令和元年6月6日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

監事 二階堂孝子 

監事 碓井憲男 